飛騨市公有財産管理台帳システム導入業務委託

仕　様　書

平成２７年５月

飛騨市 総務部 財政課

第１章　総　　則

（適　用）
第１条　本仕様書は、飛騨市（以下「委託者」という。）が委託する飛騨市公有財産管理台帳システム導入業務委託（以下「本業務」という。）について適用する。

（委託概要）
第２条　「今後の地方公会計の整備促進について（平成 26 年 5 月 23 日総務大臣通知）」により、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした、統一的な基準による税務書類等の作成が求められていることから、固定資産台帳データを整備するとともに、地方公会計の固定資産台帳と地方自治法の公有財産台帳を一元管理可能であり、同一システム環境の基にデータ連携が可能な「公有財産管理システム」を構築するものである。

本業務は、委託者が「公会計の整備推進について」（総務省通知：総財務 218 号平成 19 年 10 月 17 日）に基づき、『新地方公会計制度実務研究会報告書（以下「実務報告書」という。）に準拠した、非金融資産（有形・無形固定資産）、金融資産の固定資産台帳データと地方自治法における公有財産台帳データを統合し、公有財産管理台帳システムにより一元管理することで、更なる「住民サービスの向上」、「行政事務の効率化・高度化」、「行政経費の削減」を推進することを目的とする。

（準拠する法令等）
第３条　本業務は本仕様書による他、次に掲げる関係法令及び施行規則等に準拠して実施するものとする。
⑴　地方自治法及び施行令
⑵　飛騨市会計規則
⑶　新地方公会計制度実務研究会報告書（平成 19 年 10 月公表）
⑷　統一的な基準による地方公会計マニュアル（平成 27 年 1 月 23 日公表）
⑸　「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」及び「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」に関するＱ＆Ａ
⑹　新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引（以下「実務手引」という。）
⑺　地方公共団体における財務書類の活用と公表について
⑻　不動産登記法
⑼　飛騨市個人情報保護条例
⑽　飛騨市個人情報保護条例施行規則
⑾　その他関係法令等

（業務遂行基準）
第４条　本業務を遂行するにあたり、受託者は、適切な品質管理を行い、必要な技術的能力の向上に努めるものとし、その品質管理に努めなければならない。

（提出書類）
第５条　本業務の着手及び完了にあたり、受託者は速やかに次の書類を委託者に提出し、その承認を得るものとする。
⑴　業務着手届
⑵　業務実施計画書
⑶　業務工程表
⑷　主任技術者の選任届
⑸　その他委託者が指示する関係書類

(疑　義)
第６条　諸規程及び本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度委託者受託者協議の上、受託者は委託者の指示に従うものとする。
２　委託者において必要と認めたときは、作業の変更、又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託者受託者協議の上定めるものとする。尚、変更による必要な工期は別に定めるものとする。

(情報セキュリティポリシーの遵守)
第７条　受託者は、本業務において甲の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、個人情報の漏洩が起きないよう細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが充分に確立されていることを証明しなければならないものとする。具体的には、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS：JIS Q 27001(ISO/IEC 27001)またはプライバシーマーク（Pマーク： JIS Q 15001)の認定を受けていることを条件とする。

(公有財産管理台帳システムの使用・維持)
第８条　委託者は管理者として、公有財産管理台帳システム(以下「本システム」という。)の使用・維持は、次のとおりとする。
⑴　インストールするコンピュータは、業務上使用する機器に限定し、個人所有の機器への使用は禁止するものとする。
⑵　受託者は、委託者が本システムを使用期間中、常時正常な運転状態、及び機能の働く状態に維持する為の保守整備を行う義務を負うものとする。但し、故意による損害を与えた場合、使用及び維持する為に発生する経費については、委託者において弁済するものとする。
⑶　インターネットを介したシステムの場合は、万全のセキュリティ対策をするとともに、複数のデータバックアップをしたものとする。

(本システムのプログラムに関する権利)
第９条　　本システムにおけるプログラムの権利等については、次のとおりとする。
⑴　著作権は開発元に帰属するものとする。
⑵　受託者は、委託者がこのシステムを破棄するまでの間、その使用権を承認するものとする。
⑶　本システムに委託者が別途拡張機能等を追加する場合には、受託者の承諾を受けるものとする。

(禁止行為)
第１０条　本システムの構築及び導入にあたり、禁止事項を定め双方これを行ってはならない。但し、特に必要が生じ書面により通知の上で双方協議・合意を得た場合は、この限りでは無い。
２　前１項に規定する委託者の禁止事項を次のとおりとする。
⑴　本システムの他への譲渡及び使用許諾。
⑵　本システムの取扱説明書の複製。
⑶　本システムの機密もしくは知識の漏洩。
⑷　本システムを転貸すること。
⑸　プログラムの改変等。
３　前１項に規定する受託者の禁止事項を次のとおりとする。
　本システムを納入するにあたり知り得た委託者の一切の情報について、第三者に漏洩してはならない。
４　前２・３項の各号の行為を無断で行い損害を与えた場合は、与えた損害の範囲内で賠償の義務を負うものとする。

(成果品の瑕疵)
第１１条　納品の後、成果品に「瑕疵」が発見された場合は甲の指示に従い、必要な処置を受託者の負担において行うものとする。

(成果品の検査)
第１２条　受託者は、本業務の成果品については主任技術者立ち会いの上、委託者の検査員による検査を受けるものとする。

(システム導入期限及び期間)
第１３条　本システムの導入期限は、平成 28 年 3 月 18 日とする。

第２章　業務概要

(業務概要及び範囲)
第１４条　本業務の概要及び範囲は次のとおりとする。
⑴　公有財産管理台帳システム導入
⑵　データ移行
⑶　ハードウェア調達等
２　本業務のデータ移行範囲は、平成 26 年度末までのものとする。

(移行データ)
第１５条　本業務に必要な移行データは次のとおりとし、使用保管に際しては破損、紛失等が無いよう責任をもって取扱い、指定期日までに返納するものとする。
⑴　公有財産台帳(土地・建物)データ
⑵　備品台帳データ
⑶　車両台帳データ

(システム導入スケジュール)
第１６条　本システムの本稼働を開始するにあたって、次のスケジュールにより本業務を行うものとする。
⑴　システム導入期間：契約日の翌日から平成 27 年 9 月 30 日まで
⑵　システム検証期間：平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 18 日まで

第３章　公有財産管理台帳システム導入

第１節　システム導入基本事項

(システムの形態)
第１７条　WEB 方式により、庁内ネットワークを利用して、接続する端末(約 500 台)全てから閲覧・更新等が可能な状態であること。また、同時利用数は最大 30 アクセスを想定しており、同時アクセス数が 30 以内である場合のシステム応答時間は、業務に支障のない範囲内とする。なお、負荷分散を行う必要が有る場合は、必要な機器及び方式をもってハードウェアを構築すること。

（システムの運用時間）
第１８条　本システムは、原則として２４時間３６５日稼動すること。ただし、システム保守及びバックアップの際は運用を停止できること。

（ハードウェア等の調達）
第１９条　ハードウェア等の調達は、次のとおりとする。尚、システムを利用するクライアントは委託者所有のものとする。

(1)　サーバ

① サーバは処理性能および設置場所を考慮し、必要な台数を提供すること。尚、サーバの接続については、庁内ネットワーク網に接続すること。
② OS がブート可能な DVD-ROM 又は CD-ROM ドライブ装置を有すること。
③ サーバの筐体は、19 インチラックに搭載すること。（ラックマウント）
④ アクセスが集中してもサーバのパフォーマンスが低下しないよう考慮すること。
⑤ CPU、主記憶容量は、業務プログラムがストレス無く稼動する性能を満たすこと。
⑥ 磁気ディスク装置は、ホットスワップ可能な RAID1, RAID5 または RAID6 構成とすること。
⑦ 磁気ディスク装置は、5 年後に必要となるディスク容量を予測し、バックアップを含めデータ収納が可能な容量を備えていること。
⑧ コンソールは本体に接続またはネットワークを介して使用できること。
⑨ 通信速度 1Gbps 以上のネットワークインターフェースを 2 ポート以上備えること。また、ネットワークプロトコルとして TCP/IP を使用してネットワーク機器に接続すること。
⑩ 省スペース、省電力に考慮した構成とすること。
⑪ 必要に応じ、DBMS(データベースソフトウェア)等のミドルウェアを提供すること。
⑫ コンピュータウイルス検知・駆除等の対策を導入すること。ライセンスは市において保有しているライセンスを利用することができる。

(2)　バックアップ装置等

① ディスクの内容を最低 1 日 1 回、設定した時間に人手を介さずに自動的にバックアップできること。
② 瞬断および予定していない停電時にシステムを自動的にシャットダウンさせる UPS を有すること。

(3)　ハードウェア保守

① ハードウェアの保守については、5 年間のオンサイト保守サービスを含むこと。

(4)　クライアント PC

① ブラウザは、Internet Explorer8.0 とすること。尚、ブラウザのバージョンアップにも対応できること。
② 上記ブラウザが動作可能な OS とすること。
③ 帳票印刷する場合は、委託者がクライアントに準備する Microsoft Excel 2010 以上にて動作すること。

第２節　システム概要

（システムの概要）
第２０条　本システムの概要は次に掲げるものとする。

(1)　本システムの構成
本システムは、既存の庁内ネットワークと端末パソコンによるオンラインシステムとし、端末パソコンにアプリケーションをインストールしない WEB 形態のシステムとする。

(2)　ライセンスの要件
庁内ネットワークを利用して接続する全ての端末から閲覧・更新等が可能な状態であり、ライセンス数は無制限ライセンスとする。

(3)　ユーザと権限管理

本システム内でユーザ情報を管理し、ユーザ毎にそれぞれの職員番号・氏名及び権限(申請者権限、承認者権限)による承認管理を行うものとする。また、組織毎にシステム機能権限を持たせること。

(4)　ユーザ承認

ユーザ ID、パスワードによるユーザ認証は本システムで行うものとする。

(5)　システムの連携等

稼動開始時、本システムが連携する関連システムは存在せず、システム間連携は行わない。

(システムの動作環境)

第２１条　動作環境は、次のとおりとする。

(1)　サーバ

①　対応 OS：Microsoft Windows Server2012 R2 Standard Edition 以上

②　HTTP サーバ：Apache Tomcat

③　RDBMS：PostgreSQL Ver8 以降

(2)　クライアント

①　ブラウザ：Internet Explorer8.0

②　上記ブラウザが動作可能な OS であること

③　帳票印刷する場合は、委託者がクライアントに準備する Microsoft Excel 2010 以上にて動作すること

(システムの機能要件)

第２２条　本システムの機能要件は、(様式７)システム機能要件とするものとする。

第３節　データ移行

(データ移行)

第２３条　委託者が所有する公有財産台帳データを基に、本システムへ次のデータを移行するものとする。

データ名	データ形式	件数(単位省略)
公有財産台帳(土地)	CSV	4,200
公有財産台帳(建物)	CSV	1,100

(データ移行計画書の作成)

第２４条　データ移行を行うにあたっては、次のデータ移行計画書を作成し、委託者の了解を得るものとする。尚、データ項目について、データ項目の可不足や取込み等に問題が生ずる場合は、委託者と受託者の協議のうえ定めるものとする。

(1)　データ移行手順

(2)　データ移行ツール

(3)　データ検証方法

(4)　制限事項等

第４節　システム設置他

(インストール・セットアップ)
第２５条　本システム等のインストール、及びデータのセットアップは次のとおりとする。
(1)　インストール：Apache Tomcat、PostgreSQL、公会計管理台帳システム
(2)　各種パラメータ設定
(3)　セットアップ
①　DB 環境：テーブル構築(SQL 実行)
②　マスタ：業務マスタ、システムマスタ、ユーザ設定
③　トランザクションデータ
④　シーケンス調整
(4)　公有財産管理台帳システムマスタ等設定確認
①　セキュリティマスタ、ワークフローマスタ
②　公会計管理台帳マスタ等
③　異動事由毎入力必須・任意項目
④　基準年度
(5)　公会計管理台帳システム動作確認
①　時価評価額・再調達価額一括計算
②　減価償却・財源償却計算

(システム操作説明会の実施)
第２６条　本システムの操作説明会は次のとおり実施するものとする。
(1) 参加対象者
①申請担当職員
②承認担当職員
(2) 説明会の実施回数：2 回
(3) システム機能の説明項目
①検索・閲覧
②公有財産管理台帳異動事務の申請・承認
③各種管理台帳の検索・閲覧・登録等

(システムの保守サポート)
第２７条　本システムの保守サポートについては、オンサイト保守とし、基本的に導入後１年間無償とする。導入後２年目よりシステム保守サポート期間に入るが、契約方式は年間定額契約とし、料金はプロポーザルにおいて提出された見積額を超えない範囲により、別途定めるものとする。なお、翌年度以降において当該年度の予算が議決されない場合は、保守サポートは中止するものとする。

第５節　納入成果品

（納入成果品）
第２８条　本業務における納入成果品は次のとおりとする。
(1)　ハードウェア ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 式
(2)　公有財産管理台帳システム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・無制限ライセンス
(3)　ソフトウェア使用許諾契約書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 部
(4)　公有財産管理台帳システムリファレンスマニュアル ・・・・・・・1 部
(5)　データ移行計画書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 部
(6)　システムデータ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 式

第６節　その他

(その他)

第２９条　その他、次のとおりとする。

① 納入する機器は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法)」に規定する基準を満たすこと。(特定調達品目に該当する機器のみ)

② 納入する機器等には、仕様を満たすために必要となるドライバソフトウェア、アダプター、取り付け金具、ケーブル及び電源コードを全て含むこと。

③ 納入する機器等の添付品は、機器ごとに箱詰め整理し、保守等に必要となる CD-ROM、コンソール用ケーブルはケース等に収納し納品すること。また、メーカーの「お客様登録カード」等は、発注者と調整のうえ落札業者にて必要な手続きを行うこと。

④ 各機器については、その業務の内容がわかるようテプラ等のシールにより表示すること。

⑤ 機器等の納入に伴い不用となったダンボール箱、梱包資材及び衝撃緩和材等は、請負者の責任において関係法規に従い適法に処分すること。

⑥ 納入された機器等が、本仕様書に記載の要件を満たしていないことが確認された場合には、速やかに本仕様書に記載の要件を満たす機器等と交換すること。

⑦ 落札業者は、本業務に関連して直接または間接に知り得た一切の内容を本業務の履行期間のみならず、その終了後も第三者に漏洩してはならない。

⑧ 本仕様書に記載されてない事項が発生した場合には、その都度発注者と落札業者が協議して決定することとする。